

令和6年2月19日

事業者の皆様へ

## 物品・委託等の契約の変更手続きに関する契約事務受任者について

物品・委託等にかかる当初の契約締結時の契約事務受任者（契約書等に記名を行う契約権限を有する者）が「財政局長」である契約（財政局契約第二課（以下、契約第二課）が手続きを行ったものに限る）については、契約の変更時も契約事務受任者は「財政局長」でしたが、令和6年2月5日以降、契約の変更時の契約事務受任者は「発注担当区局の長（例：鶴見区長、総務局長 等）」となります。

そのため、契約事務受任者の変更に伴い、物品・委託等にかかる契約の変更に関する事務手続きについては、契約第二課ではなく、発注担当課において行います。

なお、契約事務受任者の変更による、契約の効力に影響はありません。

|            | 当初の契約締結時の<br>契約事務受任者（契約<br>書の記名・押印名義） | 契約の変更時の<br>契約事務受任者（契約書<br>の記名・押印名義） |
|------------|---------------------------------------|-------------------------------------|
| 令和6年2月5日以降 | 財政局長                                  | <b>発注担当区局の長</b><br>例：鶴見区長、総務局長 等    |
| 令和6年2月4日以前 | 財政局長                                  | 財政局長                                |

注）1 工事請負契約においては変更ありません。

2 次の案件については、引き続き、契約第二課において変更の手続きを行います。

- 契約第二課において当初の契約手続きを行った、契約事務受任者が「副市長」「水道局長」「交通局長」である案件。
- 契約第二課において当初の契約手続きを行った、「ガソリンスタンドでの給油」の単価変更等。

担当：財政局契約第二課

物品契約係：045-671-2248

委託契約係：045-671-2186